

# 2014歯科診療報酬改定の個別項目

(1月29日中医協総会資料・歯科関連抜粋)

1月29日、中医協は4月改定にむけて歯科の「主要改定項目」をまとめた。介護報酬は1月15日に諮問、答申された。以下にその内容を掲載する。なお、点数や運用は2月中旬の答申、3月の通知で明らかになる予定。

## 在宅歯科医療の推進等

【重点課題1-3 (医療の機能分化等/在宅医療の促進) -⑩】  
骨子【重点課題1-3-(12)(13)(14)】

### 第1 基本的な考え方

1. 在宅歯科医療を推進する観点から、在宅を中心に訪問歯科診療を実施している歯科診療所の評価を行う。
2. 在宅歯科医療を推進する上で、歯科医療機関と医科医療機関との連携が重要であることから、在支診又は在支病の医師の訪問診療に基づく、訪問歯科診療が必要な患者に対する在宅療養支援歯科診療所への情報提供を評価する。
3. 歯科訪問診療が20分未満であった場合の歯科訪問診療の評価体系を見直すとともに、同一建物において同一日に複数の患者に対して歯科訪問診療を行った場合等について、歯科訪問診療料の適正化を行う。

### 第2 具体的な内容

1. 訪問歯科診療のうち、在宅療養を行っている患者に対する訪問を中心に実施している歯科診療所の評価

#### (新) 在宅かかりつけ歯科診療所加算 〇点 (歯科訪問診療1の加算)

〔算定要件〕

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、在宅で歯科訪問診療を実施した場合に歯科訪問診療1に加算する。

〔施設基準〕

- ① 歯科診療所であること。
- ② 当該歯科診療所で実施される直近3か月の歯科訪問診療の実績が、月平均5人以上であり、そのうち少なくとも8割以上が歯科訪問診療1を算定していること。

2. 在宅歯科医療における医科医療機関と歯科医療機関の連携に係る評価

#### (新) 歯科医療機関連携加算 〇点【医科点数表】 (診療情報提供料の加算)

〔算定要件〕

在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に属する医師が訪問診療を行った栄養障害を有する患者について、歯科訪問診療の必要があり、在宅療養支援歯科診療所に対して情報提供を行った場合に算定する。

3. 歯科訪問診療2の見直し及び歯科訪問診療3の新設等  
【歯科訪問診療料の評価体系】

(現行)				(改定案)			
		同一の建物に居住する患者数		同一の建物に居住する患者数			
		1人	2人以上	1人	2人以上 9人以下	10人以上	
患者一人につき診療に要した時間	20分以上	歯科訪問診療1	歯科訪問診療2	歯科訪問診療1	歯科訪問診療2	歯科訪問診療3	
	20分未満	歯科初・再診料	歯科初・再診料				

現行		改定案	
【歯科訪問診療料】		【歯科訪問診療料】	
1	歯科訪問診療1 850点	1	歯科訪問診療1 850点
2	歯科訪問診療2 380点	2	歯科訪問診療2 〇点(改)
	(新設)	3	歯科訪問診療3 〇点(新)

注2 2については、在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、次のいずれかに該当する歯科訪問診

療(診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。)を行った場合に算定する。この場合において、初診料又は再診料は、算定しない。

療(診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。)を行った場合に算定する。この場合において、初診料又は再診料は、算定しない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

に該当する歯科訪問診療(診療時間が20分以上の場合に限る。ただし、当該患者の容体が急変し、やむを得ず治療を中止した場合においては、この限りでない。)を行った場合(同一日に9人以下)に算定する。この場合において、初診料又は再診料は、算定しない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療

注3 3については、在宅等において療養を行っている患者(同一建物居住者に限る。)であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が、次のいずれかに該当する歯科訪問診療を行った場合(同一日に10人以上)又は在宅等において療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、当該患者が居住する建物の屋内において、当該保険医療機関が次のいずれかに該当する歯科訪問診療(診療時間が20分未満の場合に限る。)を行った場合に算定する。この場合において、初診料又は再診料は、算定しない。

- イ 患者の求めに応じた歯科訪問診療
- ロ 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療が必要と認められた患者に対する当該患者の同意を得た歯科訪問診療(新)

注9 歯科訪問診療を行うに当たって、切削を伴う処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できるよう切削器具及びその周辺装置を常時訪問先に携帯している場合は、在宅患者等急性歯科疾患対応加算として、次に掲げる点数を、1日につき所定点数に加算する。

- イ 同一建物居住者以外の場合 170点
- ロ 同一建物居住者の場合(同一日に5人以下) 85点
- ハ 同一建物居住者の場合(同一日に6人以上) 50点

〔算定要件〕  
(新設)

注9 歯科訪問診療を行うに当たって、切削を伴う処置、手術、歯冠修復及び欠損補綴が必要な場合に即応できるよう切削器具及びその周辺装置を常時訪問先に携帯している場合は、在宅患者等急性歯科疾患対応加算として、次に掲げる点数を、1日につき所定点数に加算する。

- イ 同一建物居住者以外の場合 170点
- ロ 同一建物居住者の場合 〇点(改)

(削除)

〔算定要件〕  
介護施設等に入居又は入所している患者に対して「歯科訪問診療2」又は「歯科訪問診療3」を算定した場合には、当該歯科訪問診療を実施した日の属する月に、歯科訪問診療を行った日時及び訪問診療を行った歯科医師の氏名が記載された文書を患者又その家族若しくは介護施設職員等の関係者のいずれかに提供するとともに、提供文書を保険医療機関に保管しておくこと。なお、同一施設において、歯科訪問診療を実施した日の属する月に「歯